

意見提出者	個人
1. 項目	<p>児童の人権を盾にした不当な情報統制に関わるあらゆる問題</p> <p>不当な活動を行っている団体(インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルス・日本ユニセフ協会)、出会い系サイト規制、児童ポルノ規制・サイトブロッキング、国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウイルス作成罪</p>
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体が警察行政と結託して、児童の人権を盾にした思想統制に繋がりうる情報統制やその他の狂気を孕んだ施策やキャンペーンを行う事で、憲法の保障する「表現の自由」や「内心の自由」「通信の秘密」等を不当に侵害する等、ネットに著しい悪影響を与え情報社会のみならず一般社会に暗い影を落としています。</p> <p>始めに単なる民間団体が警察行政と結託して、憲法の保障する「表現の自由」や「内心の自由」「通信の秘密」等を不当に侵害するキャンペーンや事業等が行われる事で、ネットに著しい悪影響を与えています。</p> <p>団体に関係する事から説明します。</p> <p>一つはインターネット・ホットラインセンターであり、一般からの違法・有害情報の通知を受けて直接削除要請を行っていますが、何の権限も持たず、しかも直接害が及んでいる訳でもないにも拘らず、一民間団体からの強要で書き込みなどの削除が行われると言う異常事態が起こっています。</p> <p>しかも警察庁から委託を受けているため実質、半官検閲センターと言えるある種の脱法状態であり、好き勝手に有害と思われる情報を恣意的に収集して、直接削除要請等を行う様な民間団体は即刻廃止すべきです。</p> <p>サイト事業者が自主的に行うならまだしも、只の民間団体に国民の血税をつぎ込む事は不当であり税金の無駄です。</p> <p>同じく民間団体に過ぎない日本ガーディアン・エンジェルスが、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うという事を行っておりますが、こちらも同様に直接害が及んでもいない一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うというのはおかしい事です。インターネット・ホットラインセンターと同様、日本ガーディアン・エンジェルスにも警察の本来業務を外部委託すると言う事は無茶苦茶であり、只の民間団体に国民の血税をつぎ込むべきではありません。</p> <p>両事業に対し、違法情報を適切に取り締まるための削除要請ができる人員や、適切な情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきです。</p>

また、不当に国民の税金を浪費している日本ガーディアン・エンジェルスは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動法人の取り消しを求めます。

他にも日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしています。

日本ユニセフの寄付行為において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳もなく、このような行為は寄付行為違反と看做しています。

さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものである。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づいて、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出す事を強く求めます。

また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値せず、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定取り消しをするべきである。(なお、日本ユニセフ協会は、そのHP

[http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop\\_tax.html](http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html) において、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり(財務省HP <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm> の注参照)、これもかなり悪質なミスリードです。)

次に施策の面から説明します。

#### 出会い系サイト規制について

出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が年の5月に成立し、同年12月から施行されています。

しかし、警察による横暴と言える出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意

的運用によって、ネット利用において重篤な萎縮効果が問題になっています。

例えば、SNS各社に対して書き込みの削除要請が原因で、あるSNSでは内容に関わらず「出会い」に関するコミュニティが根こそぎ削除されるという問題が発生し、また、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請で、無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出ました。

この出会い系サイト規制法の改正はそもそも、根本的に無理がある物で、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えると言う当たり前の事を無視し、厳密な定義が不可能な「出会い系サイト事業」を定義可能と騙り、憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止に違反している事や、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利を蔑ろにするといった本質的な問題が見逃されてまま、改正法案の閣議決定を経て法案を国会に提出・成立したものであり、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはなりません。

既に逮捕者まで出ていますが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきです。

次に児童ポルノ問題。

現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という過度に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されています。

最近も、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれています。

信用するに値しない警察の動きをさらに危険極まりないものにしようと、当時与党であった自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171

回国会に提出し、民主党は大して危険性が変わらない反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われましたが、同国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったものの、野党に転落した自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされておりインターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという非常に危険な状態にある事に変わりはない。

さらに2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲以外の何者でもないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策が取り纏められている。

#### 1. 単純所持規制及び創作物規制について

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制はデメリットしか生まず、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものです。

「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたとしても、積極性を証明することも反証することも完全に不可能であるため、情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避できずまた、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。

繰り返し取得であっても、ネット上で複数回他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、危険性を減らす事はできません。

児童ポルノの性質上、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない事は間違いのない事であり、基本的人権の侵害以外にもコスト的にも全く無意味な施策である事は言うまでもありません。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許されません。

そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことであ

る。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常に愚かな規制に過ぎません。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つ存在せず、有志以来、この点について、下らない不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上の証拠と言えるものは存在しませんし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の良識派ぶった愚か者の下らない不快感など、表現規制の理由には全く為り得ません。

どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ません。

民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを破壊する行為を私は憎む。

単純所持規制や創作物規制は、いずれも1999年当時の児童ポルノ禁止法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、理性を感じさせる思考力を持ち得ない規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化は未だに、そして恐らく未来永劫表れないと考えます。

児童ポルノ規制法に関しては既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているので、今の法律を地道に運用する事であって無駄で無意味な規制強化の検討は必要ありません。

児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみです。

## 2. サイトブロッキングについて

警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、検閲に他ならず、断じて許されるものでは有りません。

いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、

児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであって、インターネット利用者によるリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。

この事は、このようなリストに基づくブロッキング等が、自主的な民間の取組という名目を掲げても、憲法に規定されている知る権利・情報アクセスの権利を含めた表現の自由や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害すると言う根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題では断じて無い。

現時点でこの問題の克服は完全に不可能であり、アドレスリスト作成管理団体のガイドライン、公募、これに対する血税の投入等を一切合財白紙に戻し、出鱈目なブロッキング導入の検討を行っている各種検討会を全て即刻解散し、自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で検閲としか言い様の無いブロッキングの導入方針を決めた事は不愉快極まりない。

政府は、早急に過ちを認め、閣議決定等により無用な規制強化の方針決定の撤回を行う事を求めます。

行政が、児童ポルノであろうとなんであろうと、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険で愚かな規制であるとの理解し、不当な規制が未来永劫行われたい様、留意してもらいたい。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手の規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に明文で書き込むべきである。

なお、ブロッキングに関する広報・啓発を行う必要があるとすれば、現時点では、権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らして問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである

### 3. プロバイダーの安全規定について

警察の恣意的な運用によって、現行法においてすら児童ポルノ規制法違反幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあることを考え、今現在民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確な安全規定について検討するべきである。

### 4. 国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂気を孕んだ宣言を国際動向と偽って取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化する事は許されません。

児童ポルノ規制に関しては、最近、ドイツのバンドが3 2年前に発表したアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは問題ないにも拘らずイギリスではブロッキングの対象となり、場合によっては全 Wikipedia にアクセス出来ない状態が生じた事等、欧米では恣意的な運用によって弊害が生じている事も無視してはいけません。

アメリカに限定しても、F B I が偽リンクによる囮捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという犯罪者大量生産ともいえる恣意的運用を行い、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家を完全に崩壊させ、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされているなど無意味に不幸を撒き散らしている状態にあります。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカの連邦最高裁にて、児童オンライン保護法が違憲として完全に否定されたり、同連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定され、ドイツでは国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願に13万筆を超える数の署名が集まり、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること等も注目されるべきである。

スイスにおいて最近発表された調査では、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行い、過去実際に性的虐待を行っていたのは1%、

6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持では、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されています。

欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはなりません。

政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げ、一方的な見方で国際動向を決めつけてはなりません。

むしろ、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった不当で無意味な規制を導入している諸国に対し、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利するような規制を即刻廃止すべきと、日本政府から国際的な場において各国に強固に積極的に働きかけるべきである。

#### 5. 児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

上記の通り、政府の会議で自主規制と称して検閲と同様の施策の導入する方針が決定される様な事は異常で、不当で無意味な規制強化の方針を含む児童ポルノ排除対策ワーキングチームは、ホームページなどを参照する限り、たった2回しか開かれておらず、議事録も不十分であり、有識者として呼ばれたと分かるのは、児童ポルノ規制について根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える非人道的な日本ユニセフ協会のアグネス・チャン女史1名のみである。

その下のワーキンググループに至っては議事概要すら公開せず、端から国民の意見を聞く気が無いのか、児童ポルノ排除総合対策案に対するパブコメの期間も実質10日程度と異常に短い意見募集(と言い難い物)が行われたが、意見募集の結果についても、運用以前の問題としてブロック等々に反対する意見を黙殺し、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、結果概要に意見募集とは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府は意見募集結果に加えるという横暴と言う言葉では片付けられない暴挙を行った。

このワーキングチームやグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど不愉快極まりない事です。

このような利権談合共産主義的な検討しか出来ないワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散させる事を望みます。

	<p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、不当で無意味で危険極まりない規制強化を求める自称良識派改悪団体代表だけでなく、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前に、適切な意見募集を少なくとも1月程度の募集期間を設けて取り、提出された意見は概要のみならず全文を公開する等、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められる事を求めます。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法</li> <li>・ 租税特別措置法第66条の11の2</li> <li>・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律</li> <li>・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</li> <li>・ 出会い系サイト規制法（正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」）</li> <li>・ 児童ポルノ規制法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）</li> </ul>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット・ホットラインセンターを廃止する。</li> <li>・ 日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止する。また、同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討する。</li> <li>・ 日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。</li> <li>・ 出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。</li> <li>・ 現行の児童ポルノ規制法について、早急に児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う。</li> </ul>

・児童ポルノを対象とするものであろうと何であらうと、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わない事を閣議決定する。

・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に明文で書き込む事。

・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確な安全規定について検討する。

・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった不当な規制を導入している諸国は通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利を侵害する様な規制を即刻廃止するべきと、日本政府から国際的な場において各国に強固に積極的に働きかける。

・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を未来永劫完全に停止する。